

2024年4月10日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

日機輸・令和7年度税制改正要望作成等に係るアドバイザー・支援業務に関する公募要領

1. 公募の背景・目的

当組合では、会員企業の海外事業活動の円滑化、国際税務負担の軽減など国際税務実務の合理化等を図ることを目的として毎年、日本政府（経済産業省）に対し、国際租税に関する税制改正要望を提出している。

令和7年度税制改正では、BEPS2.0に関し、第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）と第2の柱（グローバル・ミニマム課税）の制度設計に関する国際的な動向（G20、OECD/IF等の動き）と我が国・各国国内法への導入に伴う国際課税制度の簡素化・適正化の実現に向け、当組合の要望に係るロジックの裏付け、レビュードラフトの作成等に関して、専門家の助言・支援を公募する。

2. 上記に係る関連項目

（1）2024年4月から7月（税制改正要望書作成・提出）までの業務

- 1) 会員企業より税制改正要望を収集する際のアンケートのレビュー
- 2) 税制改正要望書のとりまとめをサポート
 - ①事務局で整理した文書素案のチェック
 - ②コアメンバーとの協議に参加、助言指導
 - ③経済産業省に提出する税制改正要望書（最終稿）のチェック

（2）2024年8月から12月（与党税制改正大綱公表）までの業務

- 1) 経済産業省、経団連、OECD等からの情報収集
- 2) 税制改正要望書提出後のフォローアップ

3. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・提案内容は、上記目的を満たすこと。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、事業を効率的に実施できる体制を有する。

公募書類

4. 委託契約の条件

- ・委託金額：1,800,000 円(消費税を除く)
- ・契約期間：契約日から2024年12月31日まで
- ・提出物：電子データ等でのレビュードラフトの提出、各相談に対する各種助言等

5. 応募資格

下記の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

2024年4月10日～4月17日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD形式は[こちら](#)、PDF形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入のうえ、以下の添付資料とともにEメールまたは郵送により提出して下さい。

応募内容について、ヒアリングをさせて頂くことがあります。受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により、個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給いたしません。

(添付する資料)

企業または個人概要、調査・研究実績、経歴等(HPに掲載されている場合は、同HPのURL)

8. 審査結果

2024年5月(予定)

当組合ホームページに公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401号室

担当：通商・投資グループ 長岡

Eメール：nagaoka@jmcti.or.jp

TEL：03-3431-9348

以上